

宮 城 県 公 報

令和 7 年 6 月 27 日（金）
定期第 612 号

目 次

告示

- 宮城海区漁場計画の変更並びに漁業の免許予定日及び申請期間の告示（水産業振興課）
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（建築宅地課）

公告

- 財政状況の公表（財政課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（2 件）（契約課）

選挙管理委員会

- 証票の無効（選挙管理委員会事務局）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日（同）
- 参議院比例代表選出議員選挙における投票所内氏名等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時（同）

人事委員会

- 人事委員会規則 7—15—43（人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会規則 7—16—51（人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—18—69（人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—39—48（人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—53—31（人事委員会規則 7—53（地域手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—78—16（人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—106—13（人事委員会規則 7—106（単身赴任手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—109—5（人事委員会規則 7—109（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）

- 人事委員会規則 8—6—47（人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 10—3—2（人事委員会規則 10—3（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 14—0—1（人事委員会規則 14—0（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則（同）

監査委員

- 財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表（監査委員事務局監査チーム）
- 行政監査の意見に対する措置の公表（同）

公安委員会

- 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則（警察本部交通企画課）

雑報

- 宮城県市町村職員共済組合令和 6 年度決算の要旨の公表
- 仙台市職員共済組合令和 6 年度決算の要旨の公表

宮城県告示第 415 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条第 1 項の規定により定めた宮城海区漁場計画（令和 5 年宮城県告示第 410 号）の一部を次のとおり変更したので、同法第 64 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 宮城海区漁場計画の変更の内容

(1) 漁業権に関する事項

別冊 1 のとおり

(2) 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

2 漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条に掲げる事項

(1) 宮城海区漁業調整委員会の意見の概要

原案どおり定めることに異議なし

(2) 漁場図

別冊 2 のとおり

3 変更後の免許予定日 令和 7 年 10 月 1 日

4 3に係る申請期間 令和 7 年 7 月 1 日から同年 8 月 29 日まで

宮城県告示第416号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 35 の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者の名称

一般財団法人日本建築総合試験所

2 変更後の事務所の所在地

(1) 大阪府大阪市中央区内本町二丁目 4 番 7 号

(2) 東京都港区西新橋一丁目 5 番 8 号

3 変更しようとする年月日

令和 7 年 7 月 1 日

財政状況の公表に関する条例（昭和 39 年宮城県条例第 23 号）第 2 条第 1 項の規定により、県の財政状況を別冊 3 のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

デスクほか 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 7 年 11 月 30 日 (日)

(4) 納入場所 宮城県庁 7 階北側障害福祉課、精神保健推進室、長寿社会政策課、子ども・家庭支援課、子育て社会推進課、社会福祉課及び 9 階北側国保医療課

(宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 附則第 2 条による廃止前の和議法 (大正 11 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 (平成 20 年 11 月 1 日施行) 別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は非常勤を含む役員及

び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335)へ令和7年7月11日(金)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

イ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

ロ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班(担当 福地 美奈 電話 022-211-3333)

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年7月11日(金)まで(2)あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

イ システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月11日(金)午前9時から令和7年7月22日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ロ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月22日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ハ 開札日までの間において、イ又はロにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

イ システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年7月25日(金)午前9時から令和7年8月5日(火)午後5時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

(イ) 日時 令和7年8月5日(火)午後5時

(ロ) 場所 (2)に同じ

(ハ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(イ)の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(ニ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年8月6日(水)午前10時

宮城県行政庁舎10階入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。) とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Nature and Quantity of Items or Services to be Procured: Desks, etc. (1 set)
- (2) Deadline for Delivery: November 30, 2025 (Sun.)
- (3) Place of Delivery: Miyagi Prefectural Office 7th Floor North Side: Disabled Person's Welfare Division, Mental Health Promotion Division, Aging Society Planning Division, Children and Family Support Division, Child-rearing Society Promotion Division, Social Welfare Division
Miyagi Prefectural Office 9th Floor: National Health Insurance and Medical Care Division
- (4) Deadline for Bid Submission: August 5, 2025 (Tue.), 5:00 P.M.
- (5) Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570
Tel.: 022-211-3333
- (6) Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

事務用机ほか 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）

(4) 納入場所 宮城県行政庁舎 10 階及び 11 階南側各室

（宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに

支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022—211—3335)へ令和7年7月11日(金)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

イ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

ロ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班(担当 福地 美奈 電話 022—211—3333)

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年7月11日(金)まで(2)あて申し出る

こと。

(4) 一般競争入札参加資格審査

イ システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月11日(金)午前9時から令和7年7月22日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ロ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月22日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ハ 開札日までの間において、イ又はロにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

イ システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年7月25日(金)午前9時から令和7年8月5日(火)午後5時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

(イ) 日時 令和7年8月5日(火)午後5時

(ロ) 場所 (2)に同じ

(ハ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(イ)の日時までには到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(ニ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年8月6日(水)午前10時5分

宮城県行政庁舎10階入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Nature and Quantity of Items or Services to be Procured: Desks for office use, etc. (1 set)
- (2) Deadline for Delivery: January 30, 2026 (Fri.)
- (3) Place of Delivery: Miyagi Prefectural Government Office; 10th floor, 11th floor South Side (each division)
- (4) Deadline for Bid Submission: August 5, 2025 (Tue.), 5:00 P.M.
- (5) Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570
Tel.: 022-211-3333
- (6) Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

官選管告示第 47 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 110 条の 5 の規定により交付した下記の証票は、令和 7 年 6 月 16 日以降無効とする。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

記

証 票 番 号	㊦第 1 号の 002
---------	-------------

証 票 番 号	㊧第 1 号の 001
---------	-------------

官選管告示第 48 号

第 27 回参議院議員通常選挙において、宮城県選挙区の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 2 条第 7 項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者 1 人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社仙台放送	1	東北放送株式会社	1
株式会社宮城テレビ放送	2		

官選管告示第 49 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

選挙時登録の基準日

令和 7 年 7 月 2 日

官選管告示第 50 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁
- 2 日時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 30 分

人事委員会規則 7—15—43（人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—15—49

人事委員会規則 7—15—43（人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—15—43（人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前提任用短時間勤務職員（給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、改正後の規則 7—15 第 6 条の規定を適用する。 3 [略]	附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前提任用短時間勤務職員（給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、改正後の規則 7—15 第 6 条の規定を適用する。 3 [略]

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—16—51（人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—16—52

人事委員会規則 7—16—51（人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—16—51（人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置）	1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置）
2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則 7—16（以下「新規則」という。）第 2 条第 3 項の規定を適用する。	2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 2 項に規定する <u>暫定再任用職員（改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</u> は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則 7—16（以下「新規則」という。）第 2 条第 3 項の規定を適用する。
3 暫定再任用短時間勤務職員（ <u>改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。</u> ）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。	3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
4～6 [略]	4～6 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—18—69（人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委 員 長 西 條 力

人事委員会規則 7—18—74

人事委員会規則 7—18—69（人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—18—69（人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 <u>暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の規則 7—18 第 2 条の規定の適用については、同条第 1 号中「別表第 2」とあるのは、「別表第 3」とする。</u> 3 <u>暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則 7—18 第 2 条の規定を適用する。</u> 4 [略]	附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（同法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の規則 7—18 第 2 条の規定の適用については、同条第 1 号中「別表第 2」とあるのは、「別表第 3」とする。</u> 3 暫定再任用短時間勤務職員は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則 7—18 第 2 条の規定を適用する。 4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会

委 員 長 西 條 力

人事委員会規則 7—39—49

人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（へき地手当の月額） 第 3 条 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額 （法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年 前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料 の月額）に、別表の区分欄に掲げる学校の区分に応じ、次に定め る支給割合を乗じて得た額とする。 5 級 100 分の 25 4 級 100 分の 20 3 級 100 分の 16 2 級 100 分の 12 1 級 100 分の 8 準へき地学校 100 分の 4	（へき地手当の月額） 第 3 条 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額 （法第 22 条の 4 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 （以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現 に受ける給料の月額）に、別表の区分欄に掲げる学校の区分に応 じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。 5 級 100 分の 25 4 級 100 分の 20 3 級 100 分の 16 2 級 100 分の 12 1 級 100 分の 8 準へき地学校 100 分の 4

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—39—48（人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—39—50

人事委員会規則 7—39—48（人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—39—48（人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 〔略〕 （改正後の人事委員会規則 7—39 における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）は、<u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員</u>（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則 7—39（以下「改正後の規則 7—39」という。）第 3 条及び第 6 条第 2 項の規定を適用する。 （定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置） 3 〔略〕	附 則 （施行期日） 1 〔略〕 （改正後の人事委員会規則 7—39 における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）は、<u>法第 22 条の 4 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則 7—39（以下「改正後の規則 7—39」という。）第 3 条及び第 6 条第 2 項の規定を適用する。 （定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置） 3 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—53—31（人事委員会規則 7—53（地域手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—53—32

人事委員会規則 7—53—31（人事委員会規則 7—53（地域手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—53—31（人事委員会規則 7—53（地域手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 〔略〕 （改正後の人事委員会規則 7—53 における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員は、法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則 7—53 第 9 条から第 12 条の規定を適用する。この場合において、同規則第 9 条第 1 項第 1 号中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下この条、次条及び第 11 条において「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 2 項」と、同項第 2 号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「法第 22 条の 4 第 1 項又は令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは	附 則 （施行期日） 1 〔略〕 （改正後の人事委員会規則 7—53 における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員は、法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則 7—53 第 9 条から第 12 条の規定を適用する。この場合において、同規則第 9 条第 1 項第 1 号中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下この条、次条及び第 11 条において「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 2 項」と、同項第 2 号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「法第 22 条の 4 第 1 項又は令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは

第6条第1項若しくは第2項」と、「同項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、第10条第1号及び第2号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、同条第2号中「同項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、第11条第2項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項による採用に係る任期が満了した日」とする。

第6条第1項若しくは第2項」と、「同項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、第10条第1号及び第2号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、同条第2号中「同項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、第11条第2項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項による採用に係る任期が満了した日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—62—43

人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特地勤務手当の月額） 第 2 条 〔略〕 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。 (1)～(3) 〔略〕	（特地勤務手当の月額） 第 2 条 〔略〕 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。 (1)～(3) 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—62—44

人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—62—42（人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] （改正後の人事委員会規則 7—62 における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。第 4 項において「令和 3 年改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員（次項から第 5 項において「暫定再任用職員」という。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第 4 項及び第 5 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則 7—62（以下「改正後の規則 7—62」という。）第 2 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則 7—62 第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、同条第 3 項第 1 号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条	附 則 1 [略] （改正後の人事委員会規則 7—62 における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。第 4 項において「令和 3 年改正法」という。）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次項から第 5 項において「暫定再任用職員」という。）は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第 4 項及び第 5 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則 7—62（以下「改正後の規則 7—62」という。）第 2 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則 7—62 第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、同条第 3 項第 1 号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 4 条

第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第4項第1号及び第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和3年改正法附則<u>第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。 4～6　[略]	第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第4項第1号及び第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和3年改正法附則<u>第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。 4～6　[略]
--	--

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—78—16（人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—78—18

人事委員会規則 7—78—16（人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—78—16（人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員のうち改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員について改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用するときは、同条各号列記以外の部分中「額（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 3 項及び第 4 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して	附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員のうち改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員について改正後の規則 7—78 第 3 条の規定を適用するときは、同条各号列記以外の部分中「額（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に職員勤務時間条例第 2 条第 3 項及び第 4 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第 2 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して

得た数を、」とあるのは、「額（」とする。 3　　[略]	得た数を、」とあるのは、「額（」とする。 3　　[略]
--------------------------------	--------------------------------

附　則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 7—106—13（人事委員会規則 7—106（単身赴任手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委 員 長 西 條 力

人事委員会規則 7—106—16

人事委員会規則 7—106—13（人事委員会規則 7—106（単身赴任手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—106—13（人事委員会規則 7—106（単身赴任手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1</u> この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 <u>（経過措置）</u> <u>2</u> 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則 7—106 第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが規則 7—106 第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、給与条例第 11 条の 8 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。 <u>(1) 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による採用</u>

(改正法による改正前の地方公務員法(昭和28年法律第261号)(以下「旧法」という。)第28条の2第1項の規定により退職した日(旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用(法第28条の6第1項の規定により退職した日(法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する改正後の規則7—106第5条第3項の規定の適用については、同項第1号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

4 この規則の施行の日前に、改正前の規則7—106第5条第3項第1号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

5 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則7—106の規定は、令和7年4月1日から適用する。

人事委員会規則 7—109—5（人事委員会規則 7—109（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—109—7

人事委員会規則 7—109—5（人事委員会規則 7—109（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—109—5（人事委員会規則 7—109（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号） 附則第 9 条第 6 項に規定する暫定再任用職員は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員とみなして、 改正後の規則 7—109 第 1 条第 1 項及び第 2 条の規定を適用す る。 3 [略]	附 則 1 [略] （暫定再任用職員に関する経過措置） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号） 附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員は、給与条例第 5 条第 11 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員とみなして、 改正後の規則 7—109 第 1 条第 1 項及び第 2 条の規定を適用す る。 3 [略]

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 8—6—47（人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委 員 長 西 條 力

人事委員会規則 8—6—52

人事委員会規則 8—6—47（人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則 8—6—47（人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を改正法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年宮城県条例第 59 号)第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則 8—6 (学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)第 16 条第 3 項第 2 号及び同条第 6 項の規定を適用する。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年宮城県条例第 59 号)第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則 8—6 (学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)第 16 条第 3 項第 2 号及び同条第 6 項の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 10—3—2（人事委員会規則 10—3（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委 員 長 西 條 力

人事委員会規則 10—3—3

人事委員会規則 10—3—2（人事委員会規則 10—3（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する
規則

人事委員会は、人事委員会規則 10—3—2（人事委員会規則 10—3（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附 則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の規定による採用は、この規則による 改正後の規則 10—3 (職員の苦情相談に関する規則)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する法第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づく採用と みなす。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附 則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の規定による採用は、この規則による 改正後の規則 10—3 (職員の苦情相談に関する規則)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する法第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づく採用と みなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則 14—0—1（人事委員会規則 14—0（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県人事委員会
委 員 長 西 條 力

人事委員会規則 14—0—2

人事委員会規則 14—0—1（人事委員会規則 14—0（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則）の一部を改正する
規則

人事委員会は、人事委員会規則 14—0—1（人事委員会規則 14—0（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附 則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の規定により職員として採用された場 合は、この規則による改正後の規則 14—0（職員の退職管理に関 する規則）第 23 条第 2 号に規定する法第 22 条の 4 第 1 項の規定 により職員として採用された場合とみなす。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附 則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の規定により職員として採用された場 合は、この規則による改正後の規則 14—0（職員の退職管理に関 する規則）第 23 条第 2 号に規定する法第 22 条の 4 第 1 項の規定 により職員として採用された場合とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

記

1 監査委員の報告日

令和 7 年 3 月 27 日

2 通知のあった日

令和 7 年 5 月 26 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

（１）団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院

ア 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

イ 措置の内容

県では、令和 5 年度において多額の当期純損失を計上したことから、損失の発生要因について法人とともに分析を行なった。その結果、令和 5 年度においては、病床利用率が新型コロナウイルス感染症まん延以前の水準に回復しないことにより収益が減少している一方で、医師の働き方改革や多様な働き方への変化に伴う人件費の増のほか、エネルギー価格の高騰や委託費の増などが重なり、費用が増大したことが損失の発生の主要因であるとの共通認識を持つに至った。

また、経営改善に向けては、法人が行う県外からの患者受け入れに向けた働きかけや働き方改革と時間外縮減の両立といった取組の進捗状況を随時確認しており、実際に病床利用率の上昇などによる一定の収益増加が見られているところである。

県としては、まずは単年度黒字への転換に向けた具体的な取組を引き続き支援するとともに、令和 8 年度を始期とする中期目標・中期計画の策定作業を通じて、欠損金解消に向けた病院経営の在り方等について議論を深めることとしている。

（２）団体名 一般社団法人東北地域医療支援機構

ア 監査委員の報告の内容

理事会において、重要な議決事項の審議等がないものが認められたので、改善を図る必要がある。

イ 措置の内容

本指摘事項については、関係法令に対する当該団体の認識不足により、社員総会の招集に当たって必要とされる理事会の決議が行われなかったものであるため、改めて状況を確認し、法令に即した手続を行うよう指導し、適正に手続が行われていることを確認した。

今回の指摘を踏まえ、今後とも、当該団体が関係法令を遵守し、適正に運営されるよう、指導・助言を行っていく。

（３）団体名 仙台空港鉄道株式会社

ア 監査委員の報告の内容

期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

イ 措置の内容

令和5年度末に県で策定した「仙台空港鉄道株式会社経営健全化方針」を踏まえ、鉄道会社に「運賃改定」及び「無償減資」の検討を進めるよう助言・指導を行ってきたところ、令和6年度において「無償減資」が実施された。このことにより、税負担等の経費削減が図られ、今後の当期純利益の増加が見込まれるが、県としては、引き続き鉄道会社の収支状況を注視していく。

また、令和6年度の仙台空港アクセス鉄道の利用者は過去最高を記録し、令和4年度から3期連続で単年度収支が黒字となる見込みである。県としては、単年度黒字の継続による債務超過の解消の取組のほか、広告収入の拡大、運輸外収入の増収など、鉄道会社の自助努力等による取組に対し、指導・助言を行っていく。

「運賃改定」については、鉄道事業法による運賃改定ルールにより3年間トータルで赤字が見込まれる場合に、その赤字分を埋めるだけの運賃改定ができることとなっているところであるが、現状では単年度黒字が継続しているため、鉄道会社とも情報共有を密にしながら、料金改定の時期等について検討を継続していく。

宮城県監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

- 1 監査委員から宮城県知事へ報告した日
令和 7 年 3 月 11 日
- 2 宮城県知事から通知のあった日
令和 7 年 5 月 30 日
- 3 措置の内容

令和 6 年度行政監査の意見に対する措置状況

「試験研究機関における研究内容及び高額研究機器の利活用状況」

項目名		監査委員の意見	措置状況
1 試験研究に係る人員配置・人材育成		【意見 1：研究職あるいは関連する技術職員の育成方針を定め実行する等、中核的な研究職員の育成に配慮するとともに、外部人材の活用を検討されたい】 研究成果を上げる上でのボトルネックについて、7 機関すべてが「人材育成・人材不足」を上げており、調査研究に従事する人材の確保や若手人材の育成が課題となっている。専門的な知識を必要とする業務であり、スキルアップするに従って人事異動で転勤せざるを得ないが、技術の継承、情報の伝達を効率的にするためには、試験研究機関に勤務する期間の長期化（5～10 年など）が求められている。 例えば農林水産系の研究員は、普及・行政の経験も必要であり、若い時期は短期間で異動させて幅広く経験を積ませ、職員の特性や希望を見極めた上で、中堅以降は試験研究機関に長期間従事させ、専門分野のスペシャリストを養成できるような異動スパンへの配慮も必要である。また、スキルアップのために研修参加も必要であるが、人員不足で通常業務に支障が出るため、長期間の研修参加が難しいといった状況も認められることから、研究員の業務を補完するために正規職員以外で大学や企業の研究所等からの流動的な採用など、外部の専門人材の活用を検討し	試験研究機関では、研究職として必要な知識・能力及び職務を遂行する上でそれぞれの職位に応じて発揮することが求められるスキルを、計画的かつ効果的に習得することができるよう実効性のある職員の人材育成方針の策定を今後検討していく。 外部人材の活用において、民間企業等で専門的な知識を有する人材を会計年度任用職員として任用し、各事業のコーディネーターとして配置している事例もあるが、外部人材の活用まで至らない試験研究機関においては、共同研究や連携協定を通じて大学や民間企業と協力関係を築き、外部の専門人材との連携を図りながら、今後は活用についても検討していく。

2 試験研究に係る予算措置	ていく必要もある。試験研究業務の実施及び長期の研修参加等に支障が生じないよう適正な人員配置に努めるとともに、高い専門性を持つスペシャリストの養成も考慮して試験研究機関への配属年数に配慮されたい。 少子高齢社会にあつて、県の研究職、職員に限らず、各分野で人材不足が危惧される状況であり、有為な研究職員を継続的に確保するためには、既に農業系3機関や環境生活部で取り組んでいるように研究職あるいは関連する技術職員の県としての育成方針を示し、体系的に実行することを検討されたい。 【意見2：限られた財源の有効活用と外部資金の確保に努められたい】 試験研究に係る予算は経常的経費に区分され、毎年マイナスシーリングが掛かり減少していく状況は、継続性が重要な研究事業にそぐわない側面があるため、みやぎ環境税、みやぎ発展税、産業廃棄物税などの特定財源や外部資金をさらに活用する必要がある。産業技術総合センターではJKAの補助金を受け入れているほか、みやぎ発展税を活用して高額研究機器を整備し、「開放機器」として地域企業等の利用を推進している。みやぎ発展税の用途は地域産業振興に関する施策とされており、農林水産分野の試験研究においてもさらに活用の検討が必要である。例えば、水産技術総合センターでは海洋環境の変化に対応して高水温に耐性を持つワカメ種苗の開発やアコヤガイの研究に着手したところであり、将来、真珠養殖が可能になれば新たな産業の創出も期待できるほか、令和6年6月に公布された食料安全保障を中心とした食料・農業・農村基本法の改正趣旨も踏まえ、農林水産分野の試験研究におけるナノテラスの活用などを含め、みやぎ発展税の積極的な活用を検討されたい。また、森林環境譲与税についても、森林経営管理制度に基づき市町	みやぎ環境税、産業廃棄物税等の特定財源の更なる活用について、各試験研究機関と各関係課室で連携しながら、引き続き検討していく。また、みやぎ発展税については新産業振興課が中心となって、農林水産分野の試験研究機関でも活用できるよう検討しているところである。 他機関との連携による競争的資金獲得についても、研究目的に合致する資金に関する情報を把握、組織内で共有し、複数職員で業務を担当するなど、外部資金獲得ノウハウを組織で継承して適切に対応していく。 今後も試験研究機関と関係各課室で連携し、財源の確保に努めていく。
----------------------	--	---

3 ICT の活用・業 務効率化・ 内部統制		村が担う公的森林管理のための試験研究や人材育成を含め、有効に活用されたい。 その他、大学を中心としたコンソーシアムや国の研究機関等との共同研究等で外部資金を獲得するよう努力しているが、属人的な要因もあるため研究員の入れ替わりがあっても、競争的資金を獲得するためのノウハウが組織に蓄積され、戦略的に獲得する仕組みについて、先進事例も参考に研究されたい。また、県外の企業から寄附を募集する「企業版ふるさと納税」において、『食材王国みやぎ』の躍進を寄附対象事業に掲げており、令和5年度には「スマート農業普及加速化事業」や「湧く沸く（ワクワク）みやぎの農業試験研究」などに対する寄附を受けた実績がある。新・宮城の将来ビジョンの政策推進の基本方向「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」に基づく全ての事業が寄附対象となるので、農業系3機関以外の試験研究機関においても本庁関係課と連携の上、積極的なPRに取り組み、外部資金の獲得に努めることも検討されたい。 【意見3：研究業務の効率化を図るとともに、内部統制の徹底を図られたい】 試験研究を進めるに当たっては、データ収集、分析、シミュレーションや画像解析などICT（情報通信技術）が幅広く利用されている。例えば、畜産試験場では乳牛の飼養管理の研究において、ICT機器を活用した分娩予知通知システムによる分娩監視と夜間給餌を組み合わせることで昼間分娩率を向上させ、分娩後の事故（病気）のリスク低減を図っている。ICTやIoT、AI、DXなどについては、研究分野に関わらず共通のテーマであり、活用する人材の育成・確保も含めて積極的な取組が必要である。 研究員の大幅な増員が望めない中、研究員には研究員にしかできな	ICT等を活用した試験研究は、現場における作業効率化に大きく寄与し、人口減少社会において地域で求められる研究分野であるため、今後も積極的に取り組むとともに、引き続きその人材の育成・確保も努めていく。 研究員の大幅な増員が望めないため、外部資金等の財源を活用して、研究補助に係る職員を会計年度任用職員として確保することを行っているが、引き続き財源の確保も含め、試験研究機関と本庁関係課で連携し人員確保に努めるとともに、業務のICTやIoT、AIなどの活用により、研究員の研究業務の遂行に専念できる環境整備に努めていく。 研究員の効率的な業務進捗やスキルアップを図るためには、そのサポート体制が重要であることから、技術を有する補助職員の採用・育成と計画的
---	--	--	--

		い業務に専念させ、その他の業務については、機械化あるいは情報処理技術による処理を積極的に取り入れていく必要がある。また、研究員が研究を推進するために、業務を補助する職員の存在が不可欠であり、その確保についても計画的に進められたい。 試験研究の進捗管理については、全試験研究機関で四半期毎に報告会等を開催し、共有を図っているが、日常の業務管理については、各部署のミーティング等を基本としており、進捗管理の一元化・効率化が必要である。また、農場業務等のベテラン職員が退職する前に研究技術やノウハウをマニュアル化、あるいは映像化し、蓄積していくことも必要である。 研究活動に関する内部統制については、国のガイドラインに基づき、各試験研究機関において方針、規程等が定められ、基本的な体制が整っている。なお、農業系3機関で行っているように、他の機関においても計画的な内部監査（モニタリング）の実施について検討されたい。 研究に関して結果が出ない場合にデータ偽装などが発生しないことや、研究員が企業等に転職する場合、県が持っている情報、特許や研究ノウハウなどを不正に持ち出すことがないこと、また、試験研究機関を利用している企業の研究テーマなどの情報が漏洩しないことが求められるので、内部統制の体制整備を図り、それぞれ防止策を講じられたい。	な長期雇用を検討するほか、業務や作業のノウハウのマニュアル化や映像化についても検討していく。 「公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針」等に基づき適正に実施できるよう、研究倫理に関する研究員の資質向上に努め、引き続き、内部統制の徹底を図り、適切な内部監査（モニタリング）について検討していく。
4 研究成果の評価・普及・広報・PR	(1) 評価指標及び評価対象、成果の普及状況	【意見4：評価の一層の充実を図るとともに、成果の普及状況について、さらに検証する仕組みを検討されたい】 産業技術総合センターでは、企業の製品化事例などを評価指標（アウトカム）としていたが、企業が表に出したがない事例は件数として現れてこないため、製品化まで至らなかったとしても技術開発や支援に取り組んだ成果も計測できるように指	産業技術総合センターが、取り組んだ成果も計測できるように指標を見直し、日頃の試験研究活動の「見える化」を取り入れたことは、地域企業への貢献度を職員も実感できる機会となり有効であったので他試験研究機関においても取り入れることを検討していく。 試験研究機関評価委員会による外部評価では、政策的研究課題及び重点的研究課題を評価しているが、財源に

	標を見直し、日頃の試験研究活動の「見える化」に取り組んでいる。このような視点は、他の試験研究機関においても、その機能全体を把握し県民に示すために有効であるので、取り入れることを検討されたい。 なお、保健環境センターを除く6試験研究機関は「経済商工観光部、農政部及び水産林政部所管試験研究機関の業務評価に関する指針」に基づいて評価が行われており、重点課題として評価する対象が県単独研究のみとなっているが、財源に関わらず、その他の研究においても成果を上げているので、職員のモチベーション向上のためにも、県単独研究以外の研究成果についても評価することを検討されたい。 また、実質的に行われていない追跡評価の活用も含めて、現在個別に行われている成果の普及状況の把握について、さらに定量的に行い公表する手法を検討されたい。	関わらず職員のモチベーションの向上につながるような評価の在り方を検討していく。 追跡評価については、各試験研究機関や各関係課室と連携し、研究課題の特性などを踏まえた上で運用の在り方などを検討していく。
(2) 評価委員会	【意見5：女性委員の比率を向上されたい】 保健環境センター評価委員会、試験研究機関評価委員会及び各部会の委員は、外部の有識者を登用しているが、女性委員の登用率は工業部会を除き45%未満となっており、依然として県全体の審議会等における女性割合目標を下回っていることから、要綱等に具体的な基準を定める等、さらに女性委員比率を向上されたい。	工業、農業、水産業、林業、環境の各研究分野は、極めて専門性が高く選定にあたっては男女を問わず苦慮するところであるが、引き続き、積極的に女性委員の比率向上の推進に努めていく。
(3) 普及・広報・PR	【意見6：県民全体に向けた情報発信を強化されたい】 各試験研究機関では、試験研究の取組や研究成果をホームページに掲載しているほか、それぞれの分野の研修会や現場指導、動画配信サイトの活用なども行っているが、一般県民全体に対するPRが不足している。一般県民が試験研究機関にアクセスしようとする場合、現在のホームページは分かりづらいので、ワンストップで試験研究機関全体を把握	各試験研究機関では、それぞれがホームページで研究成果等紹介しているが、将来の研究員の確保につなげることも含め、一般県民向けに試験研究機関全体を把握できるページの作成を検討する。また、学都仙台宮城サイエンス・デイやいちごフェア等の各種イベントなどの機会を捉えて、引き続き積極的な情報発信に努めていく。

5 高額研究機器の導入・管理・更新・処分		することができるページが必要である。 試験研究機関の存在意義も含め、さらに県民に認識していただく必要がある。また、研究員を確保するためには、宮城県ではこのような優れた研究を行っていて、それぞれ高い成果を上げているとアピールすることが大切である。さらに、将来の研究員の確保に繋げるためにも、広報・PR等、情報発信を強化されたい。 【意見7：高額機器の導入から処分まで、適切に執行されたい】 研究成果を上げる上でのボトルネックとして「設備・機器の老朽化」が上げられている。老朽化した機器の更新については、各試験研究機関において5か年計画等を策定し、優先順位により計画的に進めることとしているが、新しい機器の導入や突発的な機器の故障等に対応するためには、更新を予定していた機器の優先順位を下げ、更新を先延ばしにして対応せざるを得ない状況である。一方、機器の種類によるが、リースが可能な場合は、複数年のリース契約とすることにより、予算の平準化が図られ、常に最新の研究機器を利用することができるメリットもあるので、購入とリースの費用対効果を比較の上、積極的な活用を検討されたい。 高額の研究機器は、一旦導入してしまうと運用やメンテナンスも含めて長期間特定の事業者と契約を続けざるを得なくなる「ベンダーロックイン」に陥るおそれもあることから、導入する際には研究員のみならず組織的に最適な製品を見極めることができるということが重要である。さらに、特殊な機器に関しては、事業者と専門の研究員の間で不正が起きるリスクもあるので、事業者との関係が不適切にならないように注意が必要である。また、契約手法について、一般競争入札において複数応札となっていない試験研究機関は、応	機器の性能や用途が特殊でありリース対応が難しい場合もあるが、リース対応できるものについては購入とリースの費用対効果を検証し、積極的な活用を検討していく。 契約方法については一般競争入札を基本としているが、機器の特殊性により、結果的に複数応札がないことがあるが、今後もできるかぎり複数応札がなされるよう仕様書について配慮していく。 使わなくなった機器の廃棄処分に当たっては、さらに有効活用が図られる方策がないかの確認や売り払いを検討し、廃棄処分が妥当となった場合には、予算を措置し、適切な備品管理に努めていく。
-----------------------------	--	---	---

6 研究推進体制	札者の増に努めるとともに、長期にわたるメンテナンスの費用も含めて、さらに経済合理性のある調達ができないか研究されたい。 高額機器類の管理について、備品を他の試験研究機関と貸し借りすることもあるが、紛失等のミスを防止するために返却時の確認手続まで明確に定める必要がある。 試験研究機関においては、備品の数が膨大になるので、備品登録内容と現物の照合確認は現場の職員の協力をもらいながら進めていただきたい。また、使わなくなった研究用の機器については、売払いが可能な場合を除き、必要な予算を措置して速やかに廃棄処分されたい。 【意見８：人口減少社会を見据えた研究体制を検討されたい】 今後の人口減少社会では、試験研究機関に限らず職員数が減少し、予算規模も縮小することが想定されるが、そのような危機的な状況においても、必要な研究員を確保し、限られた財源を活用して、必要な試験研究を継続させていかなければならない。そのためには改めて３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の視点を踏まえ、総合的、戦略的に研究体制の整備を図っていく必要がある。 山形県においては科学技術基本法に基づく「山形県科学技術政策総合指針」を策定し、研究開発の推進、研究成果の移転と活用、人材の確保、知的財産の創造・活用等について定めている。当該取組も参考に本県の研究事業全体の調整機能を高め、例えば類似の研究で共有できる部分はないか検証する、あるいは研究費全体の最適配分を行う仕組みについても研究されたい。 さらに、他県と類似する研究テーマについては、各県の役割分担を決めて研究を行う共同研究を推進し、限られた人員と財源を効率的かつ有効に活用できる体制の整備を検討されたい。	必要な研究員と財源の確保は大きな課題であると認識しており、ＡＩなどデジタルの活用による効率化を図るとともに、３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の視点を踏まえ、総合的、戦略的に研究体制の整備に努めていく。 他県の試験研究機関とは全国公立鉦工業試験研究機関長協議会や全国農業関係試験研究場所長会、東北地域農業関係試験研究場所長会議等の機会等で情報交換を図り、先行して取り組まれている類似事例の成果を活用するなど、効果的な取組に努めている。また、各県が共通する研究テーマについては役割分担を決めた共同研究を行っており、今後も引き続き効率的な体制の整備に取り組んでいく。
-----------------	---	---

宮城県公安委員会規則第10号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号ケ中「緊急の往診」を「緊急往診」に改め、同号ケの次に次のように加える。

コ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受けて行う緊急訪問のため使用中の車両又は助産師が緊急訪問のため使用中の車両
第 3 条第 1 項第 5 号ウ中「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(ケ)まで」に改め、「様式第 1 号の標章」の次に「（以下「除外標章」という。）」を加え、同号ウ(エ)の次に次のように加える。

(オ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受けて行う訪問のため使用中の車両又は助産師が訪問を行うため使用中の車両

(カ) 放置車両の確認及び放置車両確認標章の取付けのため使用中の車両

(キ) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

(ク) 医療機関等において医療の提供を受ける者を輸送する患者輸送車で、患者輸送業務に使用中のもの。この場合において、他の都道府県公安委員会が当該事由により駐車禁止の規制の対象から除く車両として指定した標章を掲出した車両を含むものとする。

(ケ) 車いすを車体に固定することができる装置を有する車いす移動車で、車いすの輸送業務に使用中のもの。この場合において、他の都道府県公安委員会が当該事由により駐車禁止の規制の対象から除く車両として指定した標章を掲出した車両を含むものとする。

第 3 条第 1 項第 5 号中エを削り、同号オ中「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(オ)まで」に、「様式第 3 号の標章」を「除外標章」に改め、同号オ(イ)中「別表第 1 号の 2」を「別表第 1 号表の 2」に改め、同号オ(ウ)中「療養手帳の交付を受けている者で、」の次に「「療養手帳制度の実施について」（昭和48年 9 月 27 日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第 3 第 1 項第 1 号に定める」を加え、同号オ(エ)中「ただし、通院医療費の公費負担番号が記載されたものに限る。以下同じ。」を削り、同号オ(エ)の次に次のように加える。

(オ) 小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている紫外線要保護者（児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第 3 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症の者で、昼間（日出から日没までの時間をいう。以下同じ。）の屋外を移動することが困難なものをいう。）が昼間に使用中の車両

第 3 条第 1 項第 5 号オを同号エとし、同号カを削り、同項第 6 号中「エ(ア)及び(イ)」を「ウ(カ)及び(キ)」と改め、同項第 7 号中「及びエからカまで」を「、ウ(カ)から(ケ)まで及びエ」と改める。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 除外標章の交付を受けようとする者（前項第 5 号エに規定する車両にあつては、宮城県内に居住する者に限る。）は、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）又は警察署長を経由して公安委員会に対し、様式第 2 号の除外標章交付申請書を提出しなければなら

ない。この場合において、当該申請書には、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 第1項第5号ウに掲げる車両 当該車両に係る自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）の写し又は自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面及び当該車両に係る用務を疎明する書類
- (2) 第1項第5号エに掲げる車両 駐車禁止除外標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面及び駐車禁止除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

第3条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に、「それぞれ標章」を「除外標章」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「標章」を「除外標章」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に、「標章」を「除外標章」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 除外標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、交通規制課長又は警察署長を経由して公安委員会に対し、様式第3号の除外標章再交付申請書により標章の再交付を申請することができる。
- 6 除外標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、交通規制課長又は警察署長を経由して、速やかに様式第4号の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第7条の見出し中「駐車禁止の解除」を「駐車許可」に改め、同条第1項第3号イ中「以内」を「を超えない時間内」に改め、同項第4号中「駐車可能な場所が、」を削り、「若しくは」を「及び」に、「いずれにも」を「部分のいずれも」に、「およそ不可能」を「困難」に改め、同号ア中「人による運搬が困難な重量物又は長大な貨物の積卸しで、」を「重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改める。

第7条第2項第5号中「駐車可能な場所が、」を削り、「若しくは」を「及び」に、「いずれにも」を「部分のいずれも」に、「およそ不可能」を「困難」に改め、同号ア中「人による運搬が困難な重量物又は長大な貨物の積卸しで、」を「重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改める。

第7条第3項中「様式第8号の駐車禁止解除許可申請書2通」を「様式第5号の駐車許可申請書（以下「駐車許可申請書」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場の場所が、複数警察署の管轄区域にまたがるときは、申請は一つの警察署に提出すれば足りる。

第7条第4項中「駐車禁止解除許可申請書」を「駐車許可申請書」に改め、第7条第5項中「様式第8号の駐車禁止解除許可証」を「様式第5号の駐車許可証」に、「ものとする。」を「ものとし、第3項後段に規定する複数警察署の管轄区域にまたがる申請を許可したときは、一括して駐車許可証を交付できるものとする。」に改め、同条に次の3項を加える。

- 7 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、様式第6号の駐車許可証再交付申請

書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに様式第7号の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

第8条第2項第1号中「及び」を「及び自動車検査証記録事項が記載された書面並びに」に改める。

第41条の2の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「ものとする。」を「ものとし、法第75条の16第2項の規定により準用する法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、様式第37号の3の特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）により行うものとする。」に、同条第2項中「ものとする。」を「ものとし、施行規則第9条の23第2項の規定により準用する施行規則第9条の22の規定による意見の聴取は、様式第37号の4の特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）により行うものとする。」に改める。

第41条の3中「様式第37号の3」を「様式第37号の5」に改める。

第41条の4中「様式第37号の4」を「様式第37号の6」に改める。

第41条の5中「様式第37号の5」を「様式第37号の7」に改める。

別表第2中 「

一般県道石巻港インタ 一線	東松島市赤井字八反谷地69番地2先から 東松島市赤井字南三225番地1先まで
------------------	---

 を

「

一般県道石巻港インタ 一線	東松島市赤井字八反谷地69番地2先から 東松島市赤井字南三225番地1先まで
一般県道大衡駒場線	黒川郡大衡村大衡字古舘前10番地3から 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢1番地3まで

 に、

「

町道味明雉子喰線	黒川郡大郷町羽生字金原37番地の1先から
----------	----------------------

 を

	黒川郡大郷町羽生字中ノ町16番地の4先まで
--	-----------------------

町道味明雉子喰線	黒川郡大郷町羽生字金原37番地の1先から 黒川郡大郷町羽生字中ノ町16番地の4先まで
村道奥田工業団地西線	黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢1番地3先から 黒川郡大衡村大衡字平林32番地2まで

に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

駐車禁止除外指定車	番 号	第	号
	発行日	年	月 日
使用中			
車両番号	号		
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり			
有効期限	年	月	日 まで
宮城県公安委員会			印

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8第1項）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び49条の3第3項）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

☐ 被交付者等

住所

氏名

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 3 条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
宮城県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号（第 3 条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
宮城県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 7 条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

備考

- 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 7 条関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号（第 7 条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 削除

車両の使用制限命令に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求することができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

車両の使用制限命令の取消しの訴え（取消訴訟）は、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、命令があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、車両の使用制限命令の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、車両の使用制限命令の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

を

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して 審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。なお、その期限内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

に改める。

様式第37号の3を次のように改める。

特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日

宮城県公安委員会

年 月 日、別添1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、同法第75条の16第2項の規定により準用する同法第75条の13第2項の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることに疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考

- 1 不要な文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の4を次のように改める。

様式第37号の4（第41条の2関係）

特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）	
殿	
年 月 日	
宮城県公安委員会	
年 月 日、別添1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の23第2項の規定により準用する同規則第9条の22の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。	
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。	
1 申請者の氏名又は名称	
2 意見聴取の内容	
取扱者の氏名及び連絡先	

- 備考
- 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式37号の4の次に次の3様式を加える。

様式第37号の5（第41条の3関係）

対 象 者 許 可 票

許 可 証 番 号	宮城県公安委員会 第 号
特定自動運行実施者の 氏 名 又 は 名 称 （法人にあってはその 代 表 者 の 氏 名 ）	
特 定 自 動 運 行 の 経 路	
特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 及 び 時 間 帯	
特定自動運行を行うための 前提となる気象の状況	
特定自動運行を行うための 前提となる道路の構造並び に特定自動運行及び特定自 動運行が終了した場合に講 じられる措置が他の交通に 及 ぼ す 影 響 の 程 度	
備 考	
許 可 年 月 日	
許 可 者	

備考

- 1 枠については、適宜行数等を変更して使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の6（第41条の4関係）

（表）

特定自動運行に関する指示書 殿 年 月 日 宮城県公安委員会 道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考

- 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

- 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式40号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第 5 条の規定に基づき、令和 6 年度決算の要旨を公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 若 生 裕 俊

宮城県市町村職員共済組合令和6年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬月額、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	短 期	市 町 村 長	特 定 消 防	長 期	後期高齢者等 短 期	市町村長長期	船 員 一 般	船 員 短 期	任 意 継 続	合 計
組 合 員 数 (人)	16,583	6,703	29	1,851	4	38	5	10	4	433	25,660
標 準 報 酬 月 額 (千円)	長期	6,075,974	18,850	708,040	1,370		3,250	4,040			6,811,524
	短期	6,341,464	1,152,226	25,040	708,040	2,110	8,302	4,040	820	100,180	8,346,592
1 人 当 たり 標 準 報 酬 月 額 (円)	長期	366,398	650,000	382,518	342,500		650,000	404,000			368,549
	短期	382,408	171,897	863,448	382,518	527,500	218,474	404,000	205,000	231,363	325,276

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位:人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	19	3	27	2	1	1	53

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	6,972,417	14,148,335	801,640	101,839			229,311	207,660				
掛金・保険料	6,995,415	9,746,802	801,631					203,965				
施設収入・商品売上									346,414			
連合会交付金	435						93,960				112	
利息及び配当金	11,676				9,068	10,704	1,389	3,092	6,425	811,238	19,679	6
その他収入	650,193						1,576	15,642	913	124,605	19	12,726
他経理から繰入金							40,980		51,000			
前年度繰越支払準備金	1,137,397											
計	15,767,533	23,895,137	1,603,271	101,839	9,068	10,704	367,216	430,359	404,752	935,843	19,810	12,732
(支 出)												
給付金	7,655,024											
負担金払込金		14,148,335	801,640	101,839								
掛金・保険料払込金		9,746,802	801,631									
役職員給与							151,855	28,663	136,626	23,692	7,394	6,116
特定健康診査等費								25,879				
旅費・事務費							14,297	3,485	1,177	2,410	566	150
商品仕入									8,741			
飲食材料費									63,422			
委託費							14,784	8,041	18,984	63	63	63
支払利息					9,068	10,704				527,407	9,014	4,183
退職者給付拠出金	13											
前期高齢者納付金	1,735,269											
後期高齢者支援金	2,781,414											
病床転換支援金	1											
介護納付金	1,361,576											
連合会払込金	166,970											
連合会拠出金	776,014											
他経理へ繰入金	40,980							51,000				
その他支出	7,696						186,018	320,187	175,794	12,626	1,325	1,887
次年度繰越支払準備金	1,187,265											
計	15,712,222	23,895,137	1,603,271	101,839	9,068	10,704	366,954	437,255	404,744	566,198	18,362	12,399
差引当期利益金	55,311						262		8	369,645	1,448	333
差引当期損失金								6,896				
年度末支払準備金	1,187,265											
年度末資本剰余金							40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	2,655,711						370,873	942,341	111,153	4,711,525	647,137	180,944

仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第 5 条の規定に基づき、令和 6 年度決算の要旨を公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

仙台市職員共済組合

理事長 藤 本 章

仙台市職員共済組合令和6年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一 般	短 期	市 長	特 定 消 防	後期高齢者等短期	継 続 長 期	任 意 継 続	合 計
組合員数 (人)		8,594	4,499	1	1,033	24	3	302	14,456
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,764,870		650	479,980		1,500		4,247,000
	短期	3,833,630	944,966	1,330	480,160	4,658		77,298	5,342,042
1人当たり 標準報酬の月額(円)	長期	438,081		650,000	464,647		500,000		440,972
	短期	446,082	210,039	1,330,000	464,821	194,083		255,954	369,615

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	7	1	8

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚 生 年 金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(収 入)									
負担金	4,290,658	8,588,590	483,485	60,651		57,928	118,119		
掛金・保険料	4,329,322	5,897,549	483,541				116,083		
利息及び配当金					0			147,325	7,637
その他収入	527,345					70,487	83		76
他経理からの繰入金						18,360			
前年度繰越支払準備金	699,167								
計	9,846,492	14,486,139	967,026	60,651	0	146,775	234,285	147,325	7,713
(支 出)									
給付金	4,757,376								
役職員給与						49,941	634	3,027	7,722
旅費・事務費						12,877	649	330	391
委託費						15,961	19,039	1,834	1,532
支払利息					0			82,896	
連合会払込金	101,651	14,486,139	967,026	60,651					
連合会拠出金	471,690								
退職者給付拠出金	8								
前期高齢者納付金	1,196,790								
後期高齢者支援金	1,746,881								
病床転換支援金	1								
介護納付金	836,801								
他経理へ繰入金	18,360								
その他支出	4,848					64,628	242,679	3,419	2,278
次年度繰越支払準備金	716,636								
計	9,851,042	14,486,139	967,026	60,651	0	143,407	263,001	91,506	11,923
差引当期利益金	△ 4,550					3,368	△ 28,716	55,819	△ 4,210
年度末支払準備金	716,636								
年度末資本剰余金									
年度末利益剰余金	1,143,383					40,627	452,244	697,900	1,172,506